# これまでの議論を踏まえた制度見直しの方向性(案)



# これまでの文化財保護の取組・今後の課題

#### 文化財保護法によるこれまでの取組

- ○文化財保護法は昭和24年の法隆寺金堂壁画の焼失を契機に制定
- ○制定時に、「国宝保存法」「重要美術品等ノ保存二関スル法律」、「史蹟名勝天然紀念物保存法」等を 統合。有形・無形の文化財の指定等や保護(保存及び活用)措置が実施されてきた
- ○社会情勢の変化に伴い随時改正
  - →無形の文化財の保護制度(S29)、文化財の保存技術の保護制度(S50)、緩やかな保護措置による 登録制度(H8、H16)など制度を拡充
  - →伝統的建造物群とこれと一体をなしてその価値を形成している環境の保全(S50)、文化的景観の保 護制度(H16)など面的な文化財も制度化
- ○地方分権一括法の施行に伴い、一部の権限委譲など、地方分権にも対応

#### <今後の課題>

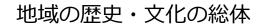
H25.12.13「今後の文化財保護行政の在り方について」(報告) 「中長期的観点から検討すべき課題」

- 他の行政部局との連携強化
- 国・地方における権限の在り方の見直し
- 小規模自治体に対する支援
- 専門的な人材を継続的に確保するための方策
- 情報発信・活用方法の在り方の見直し
- 文化財の普及啓発の充実

H28.4「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」(抜粋)

- 個々の文化財を点として保存、地域の文化財を一体的に整備・支援
- 分かりやすい解説の充実
- 修理の遅れ(適切な修理周期による修理・整備)

# 基本的考え方 - 地域の歴史・文化の重要性

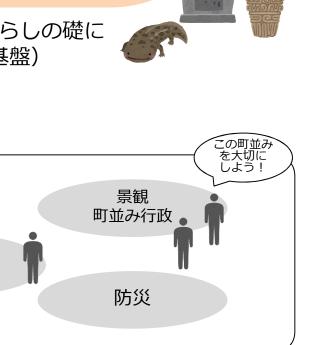


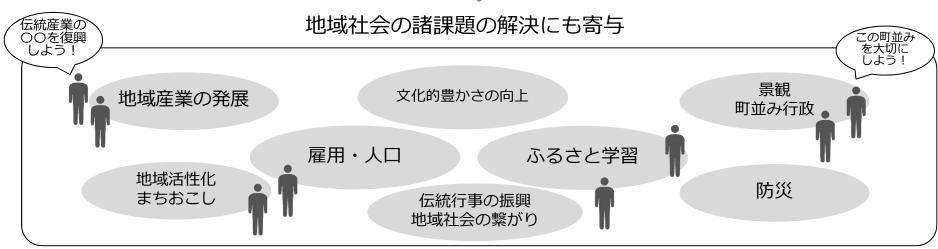
地域社会が大切に守り続けてきたもの、受け継いできた資産

建造物、美術工芸品、記念物、埋蔵文化財など有形の資産 地域の生業や信仰、衣食住、年中行事等の風俗習慣 地域住民の生活様式、行動・思考方法 文化財修理にかかる技術や材料 など

地域の価値観や アイデンティティを顕在化 地域の連帯感を育み 絆を維持する

個性ある地域づくりや、地域の発展、豊かな暮らしの礎に (地域文化・地域社会・地域経済などの基盤)





# 基本的考え方 - 文化財の総体としての再評価・再発見とその効果

- ○地域の歴史・文化を形作る個々の資産には、指定物件にとどまらず、未指定文化財など地域にとって身近で、次世代に継承していくべき多くの歴史的・文化的資源が含まれる。
  - → これまで価値が発見されてこなかったこれらの資源の重要性を再認識することが必要
  - → 文化的豊かさの維持発展はもとより、地域社会・地域経済の活性化にもつながることに留意

## 国指定 地方指定

有形文化財、無形文化財、 記念物、民俗文化財、 伝統的建造物群、文化的景観

- ・伝統的な環境
- ・親しまれてきた建物

未指定

・暮らしの文化など

我が国にとって価値が高いもの 価値づけが明確で保護措置が確立

身近な存在

# 総合把握

学術的評価は定まっていないものも含め、地域にとって大切なもの、残したいもの

例)津和野町・文化財の総合的把握にあたっての 地域住民へのアンケート調査

「あなたが、地域の文化的な"資源・宝"として特に挙げたいものは何ですか!

#### 地域の歴史・文化資源を一体的に再評価・再発見

→ その魅力発信が交流を生むなど地域社会・経済にも波及。地域を豊かにし保存と活用の好循環へ。

古民家とそれを囲む農山景観や四季の行事など日本の原風景

美しく保存された町並み、食・暮らし など町の繁栄ぶりの追体験 レンガ倉庫や土蔵群などの建物群、 若手の工房などで現代も交流拠点 信仰と密接に関連し山を歩きながら 社寺を巡り思想に触れる









# 見直しの方向性① - 地域共通のビジョンに基づく総合的な保存活用へ

# 見直しの方向性

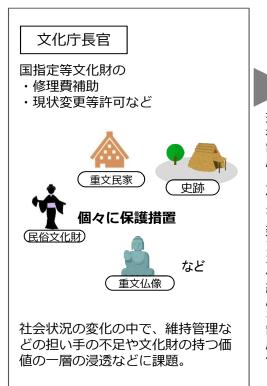
#### ○地域の歴史・文化をまちづくりの核としたアクションプランの策定

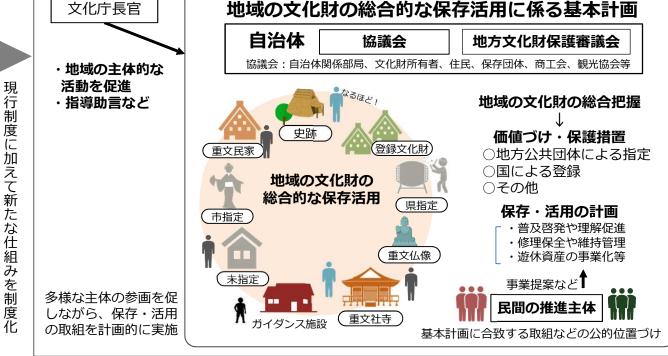
- ・国による文化財の指定や支援制度に加え、<u>地域の目指す方向性・ビジョン</u>を明らかにするとともに、<u>地域の文化財</u> <u>を総合的に把握し、関係者が団結して総合的に保存活用するための基本計画</u>(以下、基本計画という。)を制度化。
- ・計画を国が認定し、自治体の主体的な取組が促進される仕組み(権限委譲など)を検討。
- ・計画に基づく取組への支援を検討するとともに、自立的で持続的な活動への発展を目指す。

#### ○民間の推進主体となる法人の位置づけ

- ・全体の計画に基づき、地域の文化財の総合的な保存活用に資する事業を自立的に推進する事業体。
- ・基本計画の趣旨に合致する取組を行う法人・事業を自治体が指定・認定するなど<u>公的位置づけを明確化</u>。 法人の要件や自治体の指導監督など必要な措置を検討。

#### イメージ(個別の保護措置から総合的保存活用へ)





# 見直しの方向性① - 地域共通のビジョンに基づく総合的な保存活用へ(基本計画(仮)と民間の推進主体となる法人(仮)について)

#### 地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画(仮)による取組のステップ

#### ①地域の資源(未指定も含めた文化財)を総合的に把握する

- ・住民も参画し、地域の文化財を調査・整理 →地域にとって残したいもの、大切なものが見えてくる。
- ②把握された文化財を共有し、ビジョンを設定する
  - ・残したいもの、把握された未指定も含めた文化財を見つめ直し、 どのように次の世代に継承・発展させるか考える。
- ③アクションプランを立てる
  - ・文化財の保存活用に向けた具体的な取組方針を決める。
- ④文化財の保存・活用を図る人材の参加を促す
  - ・NPO、大学、民間企業等の技能・資金・知恵を活かす。

#### (必要な取組)

- ●学術的な価値付け
- →未指定文化財を地方指定や登録文化財へ
- ●関係者間のネットワークづくり
- ●地域防災・景観・都市農村計画・ 国土開発等との連携
- ●人材育成、魅力発信・普及啓発等

#### ⇒ 国へ基本計画の認定を申請、認定された場合の特例的な措置を検討

#### 把握した地域の文化財の登録促進

#### ○地方の自主的な取組を確保するとともに、手続きの迅速化を図る方策を検討



#### <参考:現行制度>

- ・ 文部科学大臣が登録原簿に登録するに当 たり、あらかじめ、関係地方公共団体へ意 見聴取
- 文化審議会の諮問を経て登録

※登録文化財制度の概要:届出制と指導・助言等を基本とする緩や かな保護措置を講じるもので、指定制度を補完する位置づけ。社会 的評価を受ける間もなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大 量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承するために制度化

(H8)、美術工芸品・有形民俗文化財・記念物に制度拡充(H16)。 (類型:登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物)

# 基本的考え方② 保存と活用の関係性(保存・活用を車の両輪とした取組)

- ○**保存と活用を「車の両輪」**ととらえて**その「均衡」を図る**ことが必要
- ○<u>保存状態が良好でない文化財は活用できない</u>。<u>文化財の価値を滅失するような活用はあってはならない</u>。
- ⇒どのような形であれば、**保存活用の「均衡」を図ることができるかは、文化財の現況や文化財の種類・** 性質に応じて大きく異なり、個別の判断を要する

### 「保存活用計画」の作成により個々の文化財の保存・活用バランスの具体化が必要

#### 保存

修理・復旧等

防災・防犯

記録作成

など

#### 活用

公開・展示

本来の用途で利用

新たな機能の付加

など

#### 普及啓発

標識・ガイダンス施設・案内板等の設置

住民への普及啓発や来訪者への魅力発信 (見学ツアー、文化的催しなど)

# 文化財の未来への継承

#### <活用のイメージ>





展覧会で展示する 見学できる





本来の用途で利用(信仰、住居など)



新たな用途を付加 (旧私邸(重文)→結婚式などに活用)



見学ツアー、語り部、周遊ルート、 文化的催し等

#### 見直しの方向性② - 保存と活用のバランスと保存活用の計画見える化(保存活用計画策定促進)

- ○現在も一部の文化財で「保存活用計画」の策定を推奨。
  - ⇒<u>文化財の種類・性質にも配慮</u>しつつ、<u>法律上の位置付けと国・自治体の関与の制度化</u>を図り、<u>所有者の</u> 主体的・計画的な取組を促進

#### \*必要性と期待される様々な効果

- ⇒保存と活用のバランスを明らかにし、所有者等が主体的に行うことのできる範囲が明確化、創意工夫を期待
- ⇒文化財の保存・管理の的確性向上
- ⇒保存・活用方針の見える化による地域・行政の支援強化

#### \*定めるべき内容

- ⇒共通事項としては、文化財の現状(所在地・所有者・保存状況等)、保存管理上の留意事項や修理・公開活用の方針など ただし、文化財種類や個々の文化財の置かれる状況、整備や活用方針により何を記載すべきかは大きく異なる 今後、これまでの取組を踏まえて、文化財類型に応じた検討が必要
- \*策定主体と策定支援の在り方もあわせて検討が必要

#### <現在の取組の状況>

	重要文化財建造物	史跡名勝天然記念物		
名称	保存活用計画	保存管理計画・保存活用計画/整備基本計画		
策定主体の考え方	所有者等(所有者・管理責任者・管理団体) 所有者の依頼により市町村教育委員会が代理も可	主に地方公共団体(所有者又は管理団体として)		
策定方法	教育委員会が指導・助言し、必要に応じ文化庁へ協議 策定後、文化庁が内容を確認	所有者等としての地方公共団体が、文化庁、都道府県、 市町村教育委員会の指導・助言を得て作成		

- ※重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観に関しては省令により保存活用計画の提出を求めている
- ※史跡名勝天然記念物に関しては、上記のほか文化財保護法施行令に基づく「管理のための計画」あり

#### ○上記以外の類型の保存活用計画の必要性

美術工芸品:所有者やその所在の変動があることなどから適切な管理に資する一定の方針などの作成が望まれるが今後

の検討が必要

民俗文化財・登録文化財・無形文化財: 作成の必要性や記載事項などについて他の類型も参考としつつ検討が必要

# (参考)文化財の保存活用計画等の策定状況

類型	名 称	策定根拠	策定効果	策定主体	策定方法	記載事項	策定件数/指定件数 (H29.6.1現在)
重要文化財(建造物)	保存活用計画	重要文化財(建造物) 保存活用計画の策定 について (平成11年3月24日庁保 建第164号文化庁文化 財保護部長通知)	計画に基づく活 用整備事業に 対して国庫補助	所有者·管理責任者·管理団体	・所有者等が都道府県・市町村教委の指導・助言を得て策定(必要に応じて文化庁に協議。また所有者等の依頼により市町村教委が代行可)・策定後、文化庁が内容を確認	・保存管理計画(建造物の保護の方針等) ・環境保全計画(周囲の土地や指定以外の 建造物の保全の方針等) ・防災計画 ・活用計画(※居住・業務等の日常利用で 屋内公開困難の場合は省略可) ・保護に係る諸手続(各計画に基づく行為に 関し法令上必要な届出・許可の手続)等	125/2,465
史跡名勝天 然記念物	保存活用計画	史跡等・重要文化的 景観マネジメント支援 事業報告書 (H27.3文化庁文化財部 記念物課)	計画に基づく活用整備事業に対して国庫補助	地方公共団体· 所有者·管理団 体	地方公共団体等が文化庁、 都道府県・市町村教委の 指導・助言を得て作成。	・策定の沿革・目的 ・史跡等の概要、本質的価値 ・現状・課題 ・大綱・基本方針 ・保存(保存管理) ・活用 ・整備 ・運営・体制の整備 ・施策の実施計画の策定・実施 ・経過観察 等	(史)454/1,784 (名)98/402 (天)61/1,024
	管理のための計画	文化財保護法施行令 第5条第4項第1号ヲ	化庁が指定した		地方公共団体が文化庁、 都道府県・市町村教委の 指導・助言を得て作成。	<ul> <li>・史跡等の別及び名称</li> <li>・指定年月日</li> <li>・史跡等の所在地</li> <li>・管理計画を定めた教育委員会</li> <li>・史跡等の管理の状況</li> <li>・史跡等の管理に関する基本方針</li> <li>・史跡等の現状変更等の許可の基準及びその適用区域等</li> </ul>	(史)4/1,784 (名)7/402 (天)3/1,024 (うち1件は名勝及び 天然記念物、1件は史 跡及び天然記念物)
重要伝統的 建造物群保 存地区	保存計画	重要伝統的建造物群 保存地区の選定の申 出に関する規則 第1 条第6項 ※計画策定が選定申出 の前提		市町村教育委員会	・市町村教委が策定・告示 ・選定申出の際に文化庁 へ提出	<ul><li>・保存地区の保存に関する基本計画</li><li>・伝統的建造物及び環境物件の決定</li><li>・地区内建造物の保存整備計画</li><li>・助成措置等</li><li>・管理施設・設備・環境の整備計画 等</li></ul>	114/114
重要文化的 景観	保存計画	重要文化的景観選定 及び届出等に関する 規則 第1条第1項第 1号 ※計画策定が選定申出 の前提	選定申出に必 要	都道府県·市町 村	・都道府県・市町村が策定 ・選定申出の際に文化庁 へ提出	・位置及び範囲 ・保存に関する基本方針 ・保存に配慮した土地利用 ・整備 ・保存に必要な体制 ・重要な構成要素 等	51/51

# 見直しの方向性③ - 個々の文化財についても地域主導でその価値を発信 (国指定等文化財のローカルオーナーシップ)

#### ○保存と活用のバランスや保存活用方針・ルールの見える化(保存活用計画)【前述】

- ・個々の文化財について保存と活用のバランスや保存活用方針を明確化し、所有者と多様な人材との連携 を円滑化するなど、確実に次世代へ継承できる仕組みに寄与するよう、「保存活用計画」の策定を推奨。
- ・<u>計画を国が認定</u>し、<u>文化財の種類・性質に応じて、所有者の主体的・計画的な取組を促進できるような</u> 仕組みを検討。
- ○所有者とともに保存・活用を担う人材・組織の位置づけ
- ・文化財の維持管理や修理に関するアドバイスなど、所有者を支援する第三者的な組織・人材を位置付け。
- ・さらに、所有者に代わって文化財の活用をプロデュースしたり、自ら修理や公開活用を実施。

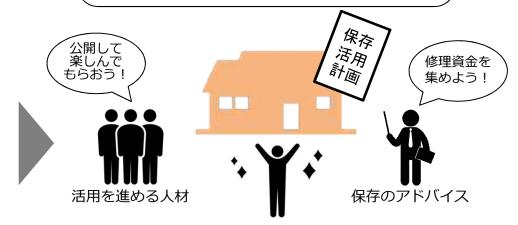
#### イメージ

#### 所有者単独での保護



- ・維持していくだけで精一杯
- ・「宝」のはずが「負担」に

# 応援団の形成で役割分担できる姿へ



・保存しながら公開活用し、住民や 訪問者に身近で愛される地域の宝へ

# 見直しの方向性④- 「民」とのパートナーシップ強化

#### 民間団体の活躍が期待される活動内容

#### 基本計画をともに推進する民間団体(P.4)

=基本計画策定地域について制度化

#### (想定しうる様々な活動)

- ○文化財の活用・普及
- ・ガイド育成

- ・街歩きツアー・体験プラン
- ・情報発信、ふるさと学習
- ・寄附・クラウドファンディング等

- ○整備・開発
- ・案内版や休息施設
- ・遊休歴史的資源活用に向けたマッチング・事業化等
- ○保存修理
- ・修理整備の相談対応
- ・ 歴史的建造物等の調査

• 研修

・清掃や維持管理 等

- ○付帯事業
- ・カフェ・レンタルサイクル
- ・駐車場
- ・レストラン ・お土産・物産販売 等

# 所有者とともに個別の文化財の保存・活用を担う人材・組織 (P.9)

- =保存活用計画とセットでの全国的な制度化
- ○個別の文化財の保存・活用
- ・保存活用のプランニングを所有者に提案
- ・所有者の意向を踏まえ自ら管理・修理・公開等

○どのような活動を期待するか(業務内容)や、 公的な位置づけの仕組み・要件(資質担保)、 指導監督などについて検討が必要

(公的な位置づけの仕組みの例)

#### 基本計画策定主体が **法人を指定**する

基本計画策定主体が 事業を認定 する

など

(他法令での制度化の類例)

- ○歴史まちづくり法の「歴史的風致維持向上 支援法人」
- ・市町村長が一般社団・財団法人・特定非営 利活動法人から指定できる
- ・支援法人の業務:

歴史的風致維持向上施設の整備に関する 知見者派遣、情報提供、相談等、整備事業 実施等、歴史的風致形成建造物の管理・ 修理への助言・援助、調査研究など (他法令での制度化の類例)

- ○中小企業による地域産業資源を活用 した事業活動の促進に関する法律に おける「地域産業資源活用事業計画 の認定」
- ・中小企業者が地域産業資源活用事業 に関する計画を都道府県を経由して 主務大臣に提出、認定

○現行制度を整理のうえ、制度導入の範囲、新人材の要件、資質担保、指導監督など検討が必要

#### 管理責任者

・特別の事情があるとき、所有者 が、適当な者をもっぱら自己に 代り当該文化財の管理の責に 任ずべき者に選任

#### 管理団体

・<u>所有者が判明しない</u>場合又は所有者もしくは管理責任者による管理が著しく困難もしくは不適当であると明らかに認められる場合に<u>文化庁長</u>官が指定

#### ○また、所有者の財産権との整理が必要

・所有者とともに保存活用計画を作成することを必須とする など、所有者の意向を踏まえた取組であることの担保が必要